

受付番号

届出時の免許証番号

*					
---	--	--	--	--	--

	()				
--	-----	--	--	--	--

項番

30	事務所の別	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	* 事務所コード		
	事務所の名称				

◎ 事務所に関する事項

変更区分

- 1. 新設・廃止
- 2. 名称・所在地

31	変更年月日		年		月		日
	事務所の別	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所		* 事務所コード			
	事務所の名称						
	郵便番号						
	所在地市区町村コード			都道府県	市郡区		区町村
	所在地						
	電話番号						
従事する者の数							

↑	変更年月日		年		月		日
	変更前 事務所の名称						
	変更前 所在地						

確認欄

*

◎ 政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分

- 1. 就退任
- 2. 氏名

32	変更年月日		年		月		日
	登録番号						
	フリガナ						
	氏名						
生年月日		年		月		日	

↑	変更年月日		年		月		日
	変更前 登録番号						
	変更前 フリガナ						
	変更前 氏名						
生年月日		年		月		日	

確認欄

*

* 受付番号		届出時の免許証番号	
* ()			
事務所の別	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	*事務所コード	
事務所の名称			

◎ 専任の宅地建物取引士に関する事項

41 変更後

変更年月日	年	月	日
登録番号			
フリガナ			
氏名			
生年月日	年	月	日

変更区分
 1. 就退任
 2. 氏名

↑

変更年月日	年	月	日
変 登録番号			
更 フリガナ			
前 氏名			

確認欄 *

41 変更後

変更年月日	年	月	日
登録番号			
フリガナ			
氏名			
生年月日	年	月	日

変更区分
 1. 就退任
 2. 氏名

↑

変更年月日	年	月	日
変 登録番号			
更 フリガナ			
前 氏名			

確認欄 *

備考
1 各面共通関係

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
 ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下記より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)①に従うこと。

(記入例) ア	0	0	(5)			1	0	0	[国土交通大臣(5)第100号の場合]
イ	9	9	()				5	0	[国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)	H	0	1	年	0	8	月	2	3	日	M	明治	S	昭和	R	令和
											T	大正	H	平成		

[平成元年8月23日の場合]

- ④ 「役員コード名」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。
 ア 個人の場合には記入しないこと。
 イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
 ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役 (株式会社)	04	代表社員 (持分会社)	08	監事	15	会計参与 (株式会社)
02	取締役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	13	代表執行役 (株式会社)	09	その他
03	監査役 (株式会社)	07	理事	14	執行役 (株式会社)		

- ⑤ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。
 この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

1	3	—	0	0	0	1	0	0	—	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 [東京都知事登録第000100号の場合]

- ⑥ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入すること。

- ⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

- ⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

霞	が	関	2	—	1	—	3	—	—
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2 第一面関係

- ① (1)から(6)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
 ② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
 ③ 項番 **[12]** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 代表者に交代があつた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 代表者の氏名に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

項番 **[21]** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 代表者以外の役員に交代があつた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 代表者以外の役員を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 代表者以外の役員の氏名に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番 **30** の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無に関わらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番 **31** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
 - ア 事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - イ 事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 事務所の名称又は所在地に変更があつた場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ⑤ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	-	3	5	8	0	-	4	3	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。
- ⑦ 項番 **32** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
 - ア 政令第2条の2で定める使用人に交代があつた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 事務所の廃止に伴い、政令第2条の2で定める使用人を退任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - エ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があつた場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番 **30** の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番 **41** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
 - ア 専任の宅地建物取引士に交代があつた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 専任の宅地建物取引士を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - エ 専任の宅地建物取引士の氏名に変更があつた場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

添付書類 (2)

誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

氏 名

法定代理人

商号又は名称

氏 名

地方整備局長
北海道開発局長 殿
北海道知事

(記入上の注意)

- 1 「商号又は名称」及び「氏名」の欄は、法人の場合、本店所在地、法人名及び代表者氏名を記入のこと。
- 2 この書面は、個人にあっては申請者が、法人にあっては代表者が、役員、政令使用人、相談役、顧問、5%以上の株主又は出資者を代表して誓約するものであること。
- 3 法定代理人氏名は、誓約する者が未成年者の場合に記入すること。

添 付 書 類 (3)
専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
北海道知事

商号又は名称

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所在地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
		名	名
		名	名
		名	名
		名	名

(記入上の注意)

- 1 「事務所の名称」の欄及び「所在地」の欄は、免許申請書第三面の「事務所の名称」の欄及び「所在地」の欄に記入した内容と同一の内容を記入すること。
- 2 「専任の宅地建物取引士の数」の欄及び「宅地建物取引業に従事する者の数」の欄は添付書類(8)の「宅地建物取引業に従事する者の名簿」の「従事する者」の欄及び「うち専任の宅地建物取引士」の欄に記入した内容と同一の内容を記入すること。

添 付 書 類 (5)
事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。 年 月 日 商号又は名称 氏 名						

備 考

- 1 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 2 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - ② 「用途」の欄は、登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記入すること。

(記入上の注意)

- ・免許申請書に記載した事務所の所在地と、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）に記載された所在地又は賃貸借契約書等に記載されている所在地に相違がある場合は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）に記載された所在地を下段に（ ）書きで併記する。
- ・「転貸借」の場合は、「契約相手」欄には原賃借人を記入し、「契約形態」欄には、備考2①により記入する「賃貸借」又は「使用貸借」の文字の下に「（転貸借）転貸について所有者承諾済」等の内容を記入する。

添付書類 (6)

略歴書

住 所	電話番号 () -		
(フリガナ) 氏 名	生年月日	年	月 日
職 名	登録番号		
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

(記入上の注意)

- 提出が必要な者は次のとおり。
法人 代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、会計参与、政令で定める使用人、相談役、顧問、理事、専任の宅地建物取引士
個人 申請者、政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士
- 「職名」の欄は、履歴事項全部証明書における役職名及び専任の宅地建物取引士等を記入すること。
- 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士の資格を有する全ての者が必ずその登録番号を記入すること。
- 「職歴」の欄は、届出時の役職就任までの履歴事項（期間、勤務した法人等の名称及びその法人での職務内容）を記入すること。

- ① この書面は、事務所ごとに作成すること。
 ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
 ③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

記入例

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

00 国土交通大臣	16 富山県知事	32 島根県知事	51 北海道知事 (石狩)
	17 石川県知事	33 岡山県知事	52 北海道知事 (渡島)
02 青森県知事	18 福井県知事	34 広島県知事	53 北海道知事 (檜山)
03 岩手県知事	19 山梨県知事	35 山口県知事	54 北海道知事 (後志)
04 宮城県知事	20 長野県知事	36 徳島県知事	55 北海道知事 (空知)
05 秋田県知事	21 岐阜県知事	37 香川県知事	56 北海道知事 (上川)
06 山形県知事	22 静岡県知事	38 愛媛県知事	57 北海道知事 (留萌)
07 福島県知事	23 愛知県知事	39 高知県知事	58 北海道知事 (宗谷)
08 茨城県知事	24 三重県知事	40 福岡県知事	59 北海道知事 (オホ)
09 栃木県知事	25 滋賀県知事	41 佐賀県知事	60 北海道知事 (胆振)
10 群馬県知事	26 京都府知事	42 長崎県知事	61 北海道知事 (日高)
11 埼玉県知事	27 大阪府知事	43 熊本県知事	62 北海道知事 (十勝)
12 千葉県知事	28 兵庫県知事	44 大分県知事	63 北海道知事 (釧路)
13 東京都知事	29 奈良県知事	45 宮崎県知事	64 北海道知事 (根室)
14 神奈川県知事	30 和歌山県知事	46 鹿児島県知事	
15 新潟県知事	31 鳥取県知事	47 沖縄県知事	

- ④ 「宅地建物取引業に従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。
 また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。
 なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。
 ⑤ 「氏名」の欄は、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
 ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H	0	1	0	8	2	3
---	---	---	---	---	---	---

 [平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ⑦ 「性別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 ⑧ 「従業者証明書番号」の欄は、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。なお、新規の免許の申請の場合には、あらかじめ同項の証明書の番号を定め、その番号を記入すること。
 ⑨ 宅地建物取引士である者については、[]内に登録番号を記入し、このうち専任の宅地建物取引士である者については、[]の前に○印を付けること。

(記入例)

○	〔東京〕	000100
---	------	--------

 [東京都知事登録第000100号である専任の宅地建物取引士の場合]

- ⑩ この書面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成された書面に記載して当該面の次に添付すること。

(記入上の注意)

- 1 法人の場合は、宅地建物取引業の業務に従事する役員も記載すること(本店には、代表者が含まれる)。
- 2 「主たる職務内容」の欄は、役職者はその役職名を、その他の者は現に従事している仕事の内容を簡潔に記入すること。

事 務 所 の 写 真

(注意事項)

- 1 添付する写真はカラーとする。なお、ポラロイド写真や画像が不鮮明なカラーコピーは、審査、保管及び閲覧等に支障を来すため、ちょう付することができない。
- 2 必要とする場所は次のとおり。1枚に入らない場合は、全景と当該部分の拡大したものをちょう付する。
 - (1) 事務所の外観（建物全景・建物入口・事務所入口）（事務所の名称が確認できるもの）
*事務所がビルの内部に所在する場合は、①建物の入口、②エレベーターホール内の事務所の案内板（テナント表示）又は集合ポスト等（事務所の名称が確認できるもの）
 - (2) 事務所内部（執務スペース・接客スペース）
 - (4) 業者票・報酬額表を提示している場所及び業者票・報酬額表の内容が判別できるもの（新規申請時のみ添付不要）
- 3 台紙が不足した場合には別の用紙にちょう付する。